

広島県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市七曲西城線	庄原市東城町帝釈始終字大倉山五五二八番一地先から庄原市東城町帝釈始終字大倉山五五二八番二地先まで	令和二年三月二十六日